**令和４年度富士川町における障害者就労施設等からの**

**物品等の調達の推進を図るための方針**

**１　趣旨**

　国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成２４年法律第５０号。以下「障害者優先調達法」という。)第９条第１項の規定に基づき、障害者就労施設等(以下「施設等」という。)からの物品及び役務(以下「物品等」という。)の調達の推進を図るための方針(以下「調達方針」という。)を定める。

**２　適用範囲**

　調達方針は、本町の全ての機関における物品等の調達に適用する。

**３　対象となる施設等**

　調達方針の対象となる施設等は、別表に掲げる施設等のうち、その所在地又は住所が山梨県内にあるものとする。

**４　調達する物品等**

　本町が調達を推進する物品等は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | | 具体的な物品等の例示 |
| 物品 | 事務用品 | コピー用紙、図面袋、フラットファイル等 |
| 食料品等 | 弁当、飲料、加工食品、パン、菓子類等 |
| 小物雑貨 | 花苗、記念品、手芸品、洗浄用具等 |
| その他の物品 | トイレットペーパー、プラスチック製品、寝具等 |
| 役務 | 印刷 | 名入り封筒、チラシ、製本等 |
| クリーニング | クリーニング、リネンサプライ等 |
| 清掃・施設管理 | 清掃、除草作業、施設管理等 |
| 情報処理 | データ入力、ホームページ作成等 |
| その他の役務 | 袋詰め、資源回収、点字処理等 |

※上記は、調達を推進する物品等の一例であり、本町において調達可能な物品等であれば、上記以外も対象とする。

**５　調達目標**

　調達の目標は、前年度の調達実績額を上回ることを目標とする。

**６　調達の推進方法**

　(１)　福祉保健課は、施設等から提供される調達可能な物品等の内容について、各課等に情報提供を行う。

　(２)　各課等は、提供された情報をもとに施設等からの物品等の調達に努める。

　(３)　施設等からの物品等の調達に当たっては、施設等の供給能力に合わせ、納期、納入条件等について適切な配慮を行う。

**７　調達方針及び調達実績の公表**

　(１)　本町における調達方針については、町ホームページ等により公表する。

　(２)　調達実績については、会計年度の終了後、遅滞なく調達の実績の概要を取りまとめ、町ホームページ等により公表する。

別表

優先調達の対象となる施設等

|  |  |
| --- | --- |
| 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成１７年法律第１２３号)に基づく施設等 | 就労移行支援事業所 |
| 就労継続支援事業所(Ａ型・Ｂ型) |
| 生活介護事業所 |
| 障害者支援施設(就労移行、就労継続支援、生活介護を行うものに限る。) |
| 地域活動支援センター |
| 小規模作業所 |
| 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和３５年法律第１２３号。以下「障害者雇用促進法」という。)に定める障害者を多数雇用している事業所 | 障害者雇用促進法に基づく子会社の事業所(特例子会社) |
| 重度障害者多数雇用事業所(次の全ての要件を満たすもの)  ・障害者の雇用者数が５人以上  ・障害者の割合が従業員の２０パーセント以上  ・雇用障害者に占める重度身体障害者、知的障害者及び精神障害者の割合が３０パーセント以上 |
| 障害者雇用促進法に基づく在宅就業障害者等 | 自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障害者(在宅就業障害者) |
| 在宅就業障害者に対する援助の業務等を行う団体(在宅就業支援団体) |